

# 近畿のなかま

No. 68  
2018・2・19

発行人  
金融労連近畿地協  
事務局長  
阿部正巳

## やるべきことはやり、あきらめない春闘に

(近畿地協 2018 春闘学習会)

2月 10~11 日、京都「石長松菊園」で近畿地協春闘学習会が開催され 17 人が参加しました。

豪雪やインフルエンザなどの影響により、一部のなかまが参加できない状況となりましたが、「最高の講演」と好評を博した講演（講演概要は裏面）や、少人数でじっくり話し合えた分散会、クイズなどを交えた夜の交流会など、大いに盛り上がった学習会となりました。

主催者を代表して岡野議長は、「今、金融機関に押し寄せている再編の攻撃に対峙できる力を養っておかなければならぬ。官邸主導で進められている『働き方改革』の本質を見極めて、働く者の立場から真の働き方改革に取り組んでいこう。そういうことを柱に今回は学習していただきたい」と挨拶しました。

全労連常任幹事の斎藤寛生氏から「18春闘をめぐる情勢と課題について」と題した講演を受けて、分散会では自己紹介、講演の感想や生活と職場の実態、春闘の取り組み、リスク商品のノルマ販売の実態、パワ

ハラ・メンタルヘルス、不払い残業、高い離職率問題、そもそも賃金とは何か、などについて話し合いました。交流会では、賞品争奪クイズ大会などもあって、大いに盛り上がり、交流を深めました。

（写真：好評だった全労連斎藤常任幹事の講演）



### 参加者の感想文より

- ▲ 非常にわかりやすく、ためになる話でした。もっと詳しくお聞きしたいと思います。
- ▼ 斎藤先生が活動家としての実績をもとに、色々な切り口から、今まで知らなかった新しい知識を得ることができた。こんな良い学習会を分会に報告し、今後の参加者を増やしたい。
- ▲ 職場が忙しく、若い世代も疲れていて組合活動に対する意欲も湧かないのが現状で、他人まかせになっている。組合員一人ひとりの意識改革が必要かと思います。
- ▼ 大きな攻撃に対峙する組織は金融労連しかない。訴えていくことが求められている。
- ▲ 斎藤氏の体験内容の話が良かった。理論を並べる大学の先生の講演でなく、実際に地域を回って収集した情報を基にした内容で良かった。
- ▼ 「賃金とは・・」を改めて原点を考えることが大切だと思いました。
- ▲ クイズの企画も楽しかったと思います。
- ▼ 労働者の年収は減っているのに内部留保が増えている現状。労働者への分配がなされず、生活が苦しい

現状を分かっているのに政府は抜本的な行動をしないどころか献金を受けて財界寄り。日本が悪くなるのは当然。声を引き続きあげる必要を感じた。

- ▲ 大企業の内部留保の実態の説明や、最低賃金は人間らしい生活をする為に必要なものである等、参考になることが多い、わかりやすかったです。
- ▼ 今まで無頓着であった自分の給与体系についても改めて細かく分析してみようと考えています。
- ▲ 年功型賃金制度が日本のライフスタイルに基づいた賃金制度である中で、現在、経営側から提案されている役職定年者の賃金削減については該当者を含めた従業員に大きく影響するものを感じた。
- ▼ 初めて聞く具体的な話が多い、良い講演だった。交流会も少人数ながら、良い雰囲気だった。
- ▲ 無期雇用の話は、自分に深く関係があるので、皆さんから色々意見がいただけて勉強になりました。今後の学習、活動に生かしたいです。
- ▼ 新聞の行間を読んで考える習慣も身につけたい。学習が大事。春闘要求は必ず提出し、やることはやる。

# 労働組合でガンバレば、「みんな幸せになれる」

## 全労連常任幹事 斎藤氏講演から

先に行われた衆議院選挙でも見られたが、30%台の得票で7割の議席を獲得できる小選挙区制が、憲法が謳っている「正当な選挙」と言えるのか？憲法はこういうところまで定めている重要なもので、絶対に変えさせてはならない。今、取り組んでいる「アベ改憲ノー3千万人署名」の意味は、安倍首相が「国民多数」と言っている自民党の得票数2800万を上回る署名を集めれば、どちらが多数か明らかになるという意味だ。

### 「自衛隊」を明記しても何も変わらない？

安倍首相は、憲法9条3項に「自衛隊」のことを書き加えても「何も変わらないよ」と平気な顔で言っている。

後からくついたものが前の条文を否定してかかるのは、労働基準法を見ても明らかだ。労基法32条では「8時間労働制」を定めているのに、枝番の2~8で「みな



(熱心に講演を聞く参加者)

し労働」「裁量労働制」などの後付によって「8時間労働制」が破壊されている。憲法も3項を加えることによって1~2項が消えることになる。戦争法で米軍と一緒にになって戦争できるようになった自衛隊を憲法で認めるとということは、「戦力を保持しない」「交戦権を認めない」を否定するなど、平和憲法の全面破壊ということだ。

### 「働き方改革」を許せば、その次は・・・

18春闘は、安倍憲法改定、働き方「改革」阻止、大幅賃上げ・底上げ実現の3つの課題が大きなものとなって迫ってきている。

今回の働き方「改革」関連法案は、またぞろ一括して強行成立が狙われている。そんなことになれば次は「解雇の金銭解決制度」だ。これはもっと恐ろしい。「違法解雇であっても金銭で解決できる」というもので、会社は金さえ払えば、組合の中心人物をお払い箱にできる。日本経団連は、そこを狙っている。そうさせないためにも

今回の「働き方改革」法案を絶対に止めなければならぬ。「過労死ライン月100時間」？いま80時間でも民法の公序良俗違反で損害賠償請求ができるのに、アベ働き方「改革」で月残業100時間OKという法律ができれば、80時間で過労死した人は、公序良俗に反しなくなってしまう、労災認定もされなくなってしまう。

既に「先取り」が始まっている。トヨタ・いすゞ・日産は下請け会社に「月100時間以上の36協定を結ばないような緊急の発注に対応できない会社には仕事を出さない」という、恐ろしい社会になっている。

この「働き方改革」(労基法改悪)を止めれば、36協定1カ月100時間というようなバカなものは結ばせなくとも済むようになる。

そういうものが18春闘に全て降りかかるてくる。だから通常の運動だけではない、職場をあげた全ての組合員が立ち上がるような仕掛けをつくれるかが問われている。「やるべきことはやる。あきらめない」ということが大事。「こんな要求したら会社がつぶれる」という理由で要求を抑えたり見送ったりする組合があるが、「(要求どおり)回答すれば、つぶれるところはあるかもしれないが、要求しただけでつぶれることなどありえない」

春闘アンケートでも毎月の不足額の平均は大体5万円。一時金で家計の赤字を補っている。映演労連では「一時金」と言わずに「生補金(生活補てん金)」と呼んでいる。まして(与え給う)「給与」という言葉を使わず、(労働力の対価として受け取る)「賃金」と言っている。

賃金とは何かを、きちんと学習したり最低賃金生活を体験すれば、賃上げ要求が切実な叫びとなり、安い妥協をしなくなる。

利用者が経営者や支店長方に「おたくの賃金、もっと上げてやらなくちゃあダメだよ。銀行さんがあんなに安い賃金だとは知らなかった」と言わしめるような、利用者や地域を巻き込んだ春闘ができれば、経営者も政府も動かざるを得なくなる。

いつもの「こんなもんだろう」「どうせ・・・・」などと、あきらめるのではなく、どうすれば実現できるかを職場ぐるみで本気になって考えていく春闘にしてほしいと思う。

**P S :**その他にも「内部留保がたまることで、日本はマスコミを大企業スポンサーが乗っ取り、政府・財界に都合の良い情報だけを流すようになっている」実態や、「定年を65歳に延長しても生涯賃金が変わらない」NTTのあくどい手法、最低賃金法違反の公務員初任給の実態など、書ききれないほど情報満載の講演でした。